

県政改革方針の変更（案）

財務部 県政改革課

県政改革方針の変更の趣旨

- ▶ 将来世代に課題を先送りすることなく未来志向で解決に取り組む姿勢のもと、これまで県政が培ってきた強みは活かしつつ、時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立していく。

1 県政改革調査特別委員会での審議等を踏まえた変更

ア 財政フレームの変更

- ・ 令和10年度までの収支不足額は、前年度から55億円改善（215億円→160億円）

区分	R7当初	R8	R9	R10
収支不足額	0	△60億円	△60億円	△40億円

【試算の前提条件】

- ・ 令和7年度当初予算を発射台に置き換え
- ・ 地域整備事業・分収造林事業の抜本的な債務処理に伴う影響も反映
- ・ 債務処理のために取り崩した県債管理基金について、行政改革推進債を活用し計画的に積み戻しを実施（計画期間：R6～R15、積戻額：120億円/年）
- ・ 県立大学授業料等無償化については、全額特定財源（県立大学授業料等無償化基金）で実施
- ・ 新庁舎整備については、今後、基本構想等が取りまとめられた時点で財政フレームに反映

1 県政改革調査特別委員会での審議等を踏まえた変更（続き）

イ 地域整備事業

- ・ 地域整備事業の展開に区切りをつけることとし、企業債償還が完了し、主要な分譲事業が概ね進捗する令和20年度を目途に会計の収束を目指す
- ・ 淡路夢舞台については、大阪湾ベイエリアの新たな展開を見据え、地域の活性化を牽引する拠点として創造的に再生
このため、ホテル等の企業庁保有資産については、維持管理・運営に民間活力を導入することとし、「資産譲渡」又は「運営権設定」を基本に検討を実施
- ・ 播磨科学公園都市については、県、地元市町、有識者等による協議会において、新たな都市のあり方について検討を実施
- ・ 一般会計との貸借関係の整理を着実に進めるとともに、進度調整地について、具体的な活用が見込める土地は、産業団地化を進め、具体的な活用が見込めない土地は、過去の取得経緯に鑑みて、県有環境林として簿価で移管併せて、企業庁保有資産の整理等も順次実施

ウ 分収造林事業

- ・ 日本政策金融公庫からの貸付金については県からの直接貸付への切り替えを実施した上で、農林機構から県への弁済が見込めない部分については速やかに県が債権放棄を実施
- ・ 現行の事業スキームによる分収造林事業は事実上破綻しており、事業からの撤退後も引き続き分収林を適正管理するため、分収林契約から早期に新たな森林管理スキームに移行
- ・ 農林機構がこれまで培ってきた知識・経験を活かしつつ、県民負担をできる限り抑制する観点から、新たな森林管理スキームを推進する新組織を県とともに設置する。併せて、農林機構のマネジメント機能を強化

1 県政改革調査特別委員会での審議等を踏まえた変更（続き）

エ 公社等のあり方

- 各団体の改革の基本方向を定めた。社会経済情勢の変化や県民ニーズ、民間活力の積極的活用や民間との役割分担を踏まえながら、**今後にも必要に応じて見直しを実施**

団体名	改革の基本方向
(株) ひょうご粒子線 メディカルサポート	設立目的の粒子線医療の普及は一定達成したことから、株式売却により民営化
兵庫県土地開発公社	播磨臨海地域道路の事業推進をはじめとした国・市町・他機関等の行政需要を踏まえ、県・公社全体の用地取得業務や体制のあり方を検討
新西宮ヨットハーバー (株)	民間企業が主体となった経営体制への移行や、大学ヨット部の活動支援等の継続など、関係機関への調査等を実施し、県関与のあり方や手法について検討
(公財) 兵庫県住宅再 建共済基金	大規模災害が発生した際に、県が大きな負債を抱えるリスクがあることから、給付金の支払い限度額の設定などを含め今後のあり方について、有識者にも諮りながら県において検討し、年内を目途に報告のとりまとめを実施
(公財) 兵庫県国際交 流協会	海外事務所について、民間等の他の団体との連携が期待できるなどの情勢変化を踏まえ、事務所毎に廃止も含めて検討

オ (新) 県庁舎再整備

- 防災機能や働き方改革を志向した**機能的でコンパクトな新庁舎整備に着手するとともに、元町地域全体のにぎわいづくりを検討**
- 耐震性が不足する県庁1・2号館で勤務する職員の早期の安全確保の観点から、**暫定的な本庁舎再編を実施**

1 県政改革調査特別委員会での審議等を踏まえた変更（続き）

カ 県立大学の授業料等無償化

- ・適切な成果指標の設定や効果の検証を行いつつ、5年程度毎を目途に事業評価を実施
- ・各年度の事業費を安定的に確保するため、県において決算剰余金等を活用し、一定規模の財源を確保した基金を造成

2 その他の変更箇所

■ 給与

- ・収支の改善を踏まえつつ、優秀な人材の確保等の観点から、一般職の管理職手当の減額措置（平成12年度から実施）を解消

【参考】

主な職	R6	R7
	管理職手当減額率	管理職手当減額率
部長	△12%	解消
次長	△12%	
課長	△12%	
副課長	△8%	



**Hyogo
Prefecture**